

大空町原油価格・物価高騰対策中小企業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による原油価格や物価の高騰等の影響を受けた町内の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）に対し支援するため、予算の範囲内で大空町原油価格・物価高騰対策中小企業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(支援金の対象者)

第2条 この告示による支援金の対象者は、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条に掲げる交付要件のすべてを満たす者とする。

(1) 法人にあつては、直近事業年度の法人町民税を大空町に申告していること。ただし、申告納付期限の到来していない新規事業者であつて、第6条第3号に規定する書類によって事業実態を確認できる場合は、この限りでない。

(2) 個人事業者にあつては、次のアからエのいずれにも該当すること。

ア 令和4年1月1日から令和4年11月30日までの間で、1か月につき10日以上事業を営んでいる月があること。

イ 事業活動を行うために雇用契約を結び、雇用保険の被保険者となっていないこと。

ウ 令和3年分において次の(ア)又は(イ)のいずれかの収入（以下「事業収入」という。）があること。ただし、申告期限の到来していない新規事業者であつて、第6条第3号に規定する書類によって事業実態を確認できる場合は、この限りでない。

(ア) 所得税の確定申告を行っている場合は、確定申告書B第一表における「収入金額等」の「事業」の欄に記載される収入

(イ) 市町村民税の申告を行っている場合は、市町村民税・道府県民税申告書における「収入金額等」の「事業」の欄に記載される収入

エ 前ウのただし書以外の規定の場合にあつては、令和3年分の収入金額

のうち、事業収入が2分の1を超えていること。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）労働保険の被保険者となる労働者を雇用していること。

（イ）労働保険の強制適用以外の個人事業者においては、年間を通して雇用している従業員がいること。

（支援金の対象要件）

第3条 支援金の対象要件は、次のとおりとする。

- （1）大空町内に事業所、事務所又は店舗（以下「事業所等」という。）を有し事業を営んでいること。
- （2）令和4年12月1日以前から事業を継続して行っており、今後もその事業を継続する意思があること。
- （3）町税等を滞納していないこと。
- （4）大空町原油価格高騰対策運送事業者等支援金交付要綱（令和4年大空町告示第59号）、大空町原油価格・物価高騰対策福祉施設等支援金交付要綱（令和4年大空町告示第77号）及び大空町肥料・飼料価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年大空町告示第78号）による支援金の交付を受けていないこと。
- （5）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、5万円とする。

（支援金の申請期限）

第5条 支援金の申請期限は、令和5年2月28日とする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大空町原油価格・物価高騰対策中小企業者支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）法人にあつては直近事業年度の市町村民税の確定申告書の写し
- （2）個人事業者にあつては令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の写し又は令和4年度分の市町村民税・道府県民税申告書の写し

- (3) 新規事業者であって、確定申告の期限が到来していない場合は、法人にあつては法人設立届出書の写し、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (4) 第2条第1項第2号エ(ア)に規定する要件に該当する場合は、令和4年度労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- (5) 第2条第1項第2号エ(イ)に規定する要件に該当する場合は、従業員の雇用が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(支援金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行い、大空町原油価格・物価高騰対策中小企業者支援金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

(支援金の取り消し及び返還)

第8条 町長は、支援金交付の決定を受けた者が、虚偽その他不正な行為があつたときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効前に支援金の交付を受けた事案について、第8条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。